

(No.8)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の1(8)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(8) 第二十九条第一項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)の審査基準について  
第二十九条第一項の規定に基づく河川法施行令(昭和四十年政令第四十号)第十六条の八第一項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。

ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。

② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。

ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合に置いて、出水時への対応措置が講じられていること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達)の記の一の1(6)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(6) 第二十九条第一項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)関係

局長通達五1(8)の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第十六条の八第一項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。

① 堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。

② 堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

③ 排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

④ 汚物若しくは廃物を投棄しないこと。